

三の一部
 大字堀字奥宮原ノ巷三三五五の一八、三三五五の一九、三三五五の二〇の一部、三三五五の二一の一部、三三五五の二二、三三五五の二三の一部、三三五五の四二、三三五六の一部、三三五七の三、三三五七の二三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字堀字長坂のうち三三三三以外の区域

大字堀字後口野のうち三三五三、三三五三の二、三三五三の三、三三五三の四から三三五三の二〇までの一部、三三五三の二六から三三五三の三四まで、三三五三の三六、三三五三の三七以外の区域

大字堀字後口野

大字堀字奥宮原ノ巷

大字堀字奥宮原ノ巷のうち三三三二の一五、三三三二の六の一部
 大字堀字野田ノ上三三三二の五〇の一部、三三三二の五一の一部、三三三二の七〇の一部、三三三二の七一
 大字堀字後口野三三五三の一五から三三五三の二〇までの一部、三三五三の三一の一部、三三五三の三二から三三五三の三四まで、三三五三の三六、三三五三の三七
 大字堀字奥宮原ノ巷のうち三三五五の一八、三三五五の一九、三三五五の二〇の一部、三三五五の二一の一部、三三五五の二二、三三五五の二三の一部、三三五五の四二、三三五六の一部、三三五七の三、三三五七の二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬

局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七〇八	昭和五十九年一月二十日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三	昭和五十九年一月十七日

鳥取県告示第九十八号

昭和五十八年十一月一日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（浦富南地区農業用排水、農道整備、暗きよ排水及びは場整備を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

昭和五十九年十一月十八日付けで福部村から申請のあつた土地改良（八重原地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に申し出ること。

鳥取県告示第百号

昭和五十八年十一月十八日付けで福部村から申請のあつた土地改良（箭溪地区農業用排水と暗きよ排水を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百一号

昭和五十八年十一月十八日付けで福部村から申請のあつた土地改良(箭溪地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(下味野地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百三号

昭和五十八年十月五日付けで船岡町から申請のあつた上野地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百号

昭和五十八年十二月十五日付けで河原町から申請のあつた上佐貫地区の換地計画については、審果した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る堀地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和三十九年二月七日

鳥取県選挙区連合会政治連盟鳥取県支部

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和57年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 日本行政書士政治連盟鳥取県支部

報告年月日 昭和58年11月2日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

個人の負担する党費又は会費(25人) 25,000円

合計 25,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費

調査研究費

合計 7,020円

政治団体の名称 港英会

報告年月日 昭和58年11月5日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 1,680,000円
- 2 支出総額 0円

前年繰越額 0円

本年収入額 1,680,000円

支出総額 256,719円

収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳 寄附(内訳別掲)

法人その他の団体からの寄附 1,680,000円

合計 1,680,000円

〔寄附の内訳〕

法人その他の団体からの寄附

その他 1,680,000円

小計 1,680,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費

合計 256,719円

政治団体の名称 下村道也後援会

報告年月日 昭和58年11月5日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 24,263円
- 2 支出総額 0円

前年繰越額 24,263円

本年収入額 0円

支出総額 0円

政治団体の名称 谷口竹雄後援会

報告年月日 昭和58年11月8日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 全国内水面政治連盟鳥取県支部

報告年月日 昭和58年11月10日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 友定節雄後援会

報告年月日 昭和58年11月10日

収入・支出の総額

- 1 収入総額 246,000円
- 2 支出総額 0円

前年繰越額 0円

本年収入額 246,000円

支出総額 173,200円

収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳 寄附(内訳別掲)

個人からの寄附 246,000円

<p>合 計 246,000円</p>	<p>(1) 収入の内訳</p>	<p>(1) 前年繰越額 15,937円</p>	<p>ア 前年繰越額 494,365円</p>
<p>〔寄附の内訳〕</p>	<p>寄附 (内訳別掲)</p>	<p>(2) 本年収入額 0円</p>	<p>イ 本年収入額 10,654円</p>
<p>個人からの寄附</p>	<p>個人からの寄附</p>	<p>2 支出総額 0円</p>	<p>(2) 支出総額 0円</p>
<p>その他</p>	<p>合 計</p>	<p>2 支出総額 0円</p>	<p>2 収入の内訳</p>
<p>小 計</p>	<p>個人からの寄附</p>	<p>(1) 収入の内訳</p>	<p>(1) 収入の内訳</p>
<p>(2) 支出の内訳</p>	<p>その他</p>	<p>政治団体の名称 岩見誠次後援会</p>	<p>その他の収入</p>
<p>政治活動費</p>	<p>小 計</p>	<p>報告年月日 昭和58年11月26日</p>	<p>10万円未満の収入 10,654円</p>
<p>組織活動費</p>	<p>(2) 支出の内訳</p>	<p>1 収入・支出の総額</p>	<p>合 計 10,654円</p>
<p>機関紙誌の発行 その他の事業費</p>	<p>経常経費</p>	<p>(1) 収入総額 505,019円</p>	<p></p>
<p>宣伝事業費</p>	<p>事務所費</p>	<p></p>	<p></p>
<p>調査研究費</p>	<p>小 計</p>	<p></p>	<p></p>
<p>合 計 173,200円</p>	<p>政治活動費</p>	<p></p>	<p></p>
<p>政治団体の名称 松永忠君後援会</p>	<p>組織活動費</p>	<p>昭和三十九年二月廿日</p>	<p></p>
<p>報告年月日 昭和58年11月15日</p>	<p>小 計</p>	<p></p>	<p></p>
<p>1 収入・支出の総額</p>	<p>合 計</p>	<p></p>	<p></p>
<p>(1) 収入総額 192,750円</p>	<p>政治団体の名称 堀江正夫後援会鳥取支部</p>	<p>政治団体の収支報告書の要旨</p>	<p>1 収入・支出の総額</p>
<p>ア 前年繰越額 42,750円</p>	<p>報告年月日 昭和58年11月25日</p>	<p>◎その他の政治団体</p>	<p>(1) 収入総額 14,000円</p>
<p>イ 本年収入額 150,000円</p>	<p>収入・支出の総額</p>	<p>期間 昭和56年1月1日～同年12月31日</p>	<p>ア 前年繰越額 0円</p>
<p>(2) 支出総額 177,800円</p>	<p>1 収入総額</p>	<p>政治団体の名称 川田良雄後援会</p>	<p>イ 本年収入額 14,000円</p>
<p>2 収入・支出の内訳</p>	<p>1 収入総額 15,937円</p>	<p>報告年月日 昭和58年10月25日</p>	<p></p>

(2) 支出総額	14,000円	機関紙誌の発行 事業費	9,000円
2 収入・支出の内訳		小 計	9,000円
(1) 収入の内訳		合 計	14,000円
個人の負担する党費 又は会費(28人)	14,000円		
合 計	14,000円		
(2) 支出の内訳		政治団体の名称	堀江正夫後援会鳥 取支部
経常経費		報告年月日	昭和58年11月25日
事務所費	5,000円	収入・支出の総額	
小 計	5,000円	1 収入総額	15,937円
政治活動費		(1) 前年繰越額	15,937円
機関紙誌の発行 費 その他の事業費	9,000円	(2) 本年収入額	0円
		2 支出総額	0円

保有金の収支報告書の要旨	
期間	昭和57年1月1日～同年12月31日
特定公職の候補者の氏名	松永忠君
公職の種類	県議会議員
報告年月日	昭和58年11月5日
保有金の収入・支出の総額	
1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄